

衆議院議員総選挙のお知らせ

問選挙管理委員会 本8階 TEL(23)8736

本年中に衆議院議員総選挙が執行される予定です。詳細が決まりましたら、市ホームページおよびよいちメールでお知らせします。

●投票日…未定(令和3年8月18日現在)

●投票時間…午前7時～午後6時

●開票(予定)…投票日の午後8時から、湯津上農村環境改善センターで行います。投開票状況については、随時、市ホームページでお知らせします。

※開票の様子を動画配信します。詳しくは当日の市ホームページをご確認ください。

●選挙公報の配布

候補者の人物や政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館などに備え付ける予定です。また、音声版の選挙公報が必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用にご協力ください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期 間	時 間
総合文化会館第1会議室	公示日翌日～投票日前日	午前8時30分～午後8時
湯津上庁舎102会議室	公示日翌日～投票日前日 ※(土)(日)(祝)を除く	午前8時30分～午後5時
黒羽庁舎1階ロビー	公示日翌日～投票日前日	午前8時30分～午後5時
両郷地区コミュニティセンター会議室(両郷出張所)	投票日4日前の(※)	午前9時～正午
黒羽農業構造改善センター会議室(須賀川出張所)	投票日4日前の(※)	午後1時30分～4時30分
佐久山地区公民館会議室	投票日3日前の(※)	午前9時～正午
野崎研修センター会議室	投票日3日前の(※)	午後1時30分～4時30分
道の駅那須与一の郷情報館研修室	投票日前々日～投票日前日	午前9時～午後6時

◎投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入してご持参ください。

◎投票所入場券は公示日翌日から順次発送します。郵便事情によりお手元に届くまでに4日程度かかる場合があります。入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

投票の諸制度をご利用ください

1 郵便などによる不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

①身体障害者手帳をお持ちで、下表の障害名について、その等級に該当する方

②介護保険の要介護者で要介護5の方

※事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、お早めに投票用紙の請求手続きを行ってください。投票用紙の請求は、公示日前に行うことができます。また、投票用紙の請求期限は投票日の4日前までになります。

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

2 点字投票

目の不自由な方は、点字による投票をすることができます。各投票所には点字器が備えてあります。

3 代理投票

身体の障害などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。代理投票の利用には、本人に投票所まで来ていただく必要があります。

4 代理記載制度

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方

②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

5 滞在地での不在者投票

住所が本市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

6 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳細は、選挙期日が決まりましたら市ホームページでお知らせします。

感染症対策にご協力ください**●投票所での感染症対策**

- ・投票所に手指消毒液を設置します。
- ・係員や立会人はマスクを着用します。
- ・定期的に投票所の換気、記載台や鉛筆の消毒を行います。

●有権者の皆さまにお願いする感染症対策

- ・投票所入口で消毒液による手指の除菌。
- ・マスクの着用と咳エチケットの徹底。
- ・まわりの方と適切な距離を保つ。
- ・鉛筆(シャープペンシル)を持参して投票ができます。投票用紙はインクがにじむ可能性がありますのでボールペンなどの使用は推奨しません。
- ・帰宅後は手洗い、うがいを行ってください。

投票済証の発行を中止します

投票済証は、投票に来られた方に投票の証として発行するものですが、法的根拠がないため、選挙管理委員会の判断に委ねられています。

使用方法によっては、利益誘導や買収など不適切に利用される恐れがあること、投票に行かなかったことを理由に不利益を受ける可能性があることを考慮するとともに、有権者ひとりひとりが自ら考え、判断し、一票を投じていただきたいという考えから投票済証の発行を中止します。

ご理解のほどお願いいたします。

●デマンド交通が利用できます●

デマンド交通(らくらく与一号)を利用して投票所に行くことができます。

ただし電話での事前予約が必要です。

【電話予約先】

山和タクシー有限会社予約センター

TEL (26) 1717

ぬり絵展示会のお知らせ

市内幼稚園・保育園の年長児から募集した、選挙啓発ぬり絵の展示会を行います。

- 日時…公示日翌日～投票日前日
午前8時30分～午後8時
※期日前投票期間と同じです

- 場所…総合文化会館 1階ロビー

愛称がきまりました。10月1日から

「フクシ・エンタープライズ大田原プール」に

問 スポーツ振興課 体
TEL (22) 8012

市が所有する体育施設において、ネーミングライツ事業を実施し、大田原市屋内温水プールの愛称が「フクシ・エンタープライズ大田原プール」に決まりました。

「フクシ・エンタープライズ大田原プール」は、ネーミングライツパートナーであり、プールの指定管理者でもある株式会社フクシ・エンタープライズが指定管理者として社名を冠することで業務を行うにあたっての責任を示したいとの思いが込められています。ネーミングライツ期間は令和3年10月1日～令和7年3月31日です。

10月以降、広報おたわらでは、「FEP大田原プール」と略称で表記していきます。

※ネーミングライツとは、公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のことを言います。

大田原市はたちの集い(成人式)

問 生涯学習課 本 4階 TEL (23) 2005

令和元年度より式の名称を「大田原市はたちの集い」と変更し、これまで通り20歳の方を対象に開催します。

- 日時…令和4年1月3日(日) 午前10時から
- 場所…那須野が原ハーモニーホール
- 対象者…平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれで、大田原市はたちの集いに参加を希望する方

※令和3年11月1日現在市内に住民登録のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。

※市内に住民登録のない方で参加を希望される方は、12月3日(金)までに上記へ電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、中止になる場合があります。その際は、市ホームページなどでお知らせします。